

(資料編)

別表1 業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車場や構内の舗装路面(ロードヒーティング含む。)、融雪槽、受変電設備、庭園、門扉・塀などの外構工事、看板、ネオンサイン、広告塔、雪庇止め、簡易間仕切、カーテン、ブラインド、応接セット、除雪機(歩行型)、パソコン、LAN配線、コピー機、金庫、ロッカー、テレビ、冷蔵庫、自動販売機、レジスターなど
喫茶・飲食店	厨房設備及び器具、製めん機、混合機、カウンター、室内装飾品、音響機器、タオル蒸器、券売機など
理容・美容業	洗髪設備、赤外線灯、理容・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリープ、プレス機、給排水設備、ボイラーなど
農業	稲刈機(歩行型)、乾燥機、耕うん機(歩行型)、散粉機、飼料配合機、精米機、田植機(歩行型)、脱穀機、動力噴霧機、発芽機、バインダー、もみすり機、草刈機、ビニールハウスなど
医療(歯科)業 薬局業	ベッド、手術台、歯科診療用ユニット、保育器、給食用厨房器具、消毒殺菌用機器、各種医療機器(レントゲン装置、心電計、顕微鏡、投影器、光学検査機器等)、薬品戸棚など
小売業	陳列ケース、陳列棚、冷凍ストッカー、厨房設備及び器具など
ガソリン給油所	給油装置、地下タンク、キャノピー(家屋と分離しているもの)、リフト、充電機、コンプレッサー、洗車機など
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、オイルクリーナー、洗車機、コンプレッサー、溶接機、充電機、グラインダー、ドリル、検査工具、治具、取付工具など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の土木建設車輌(軽自動車税種別割の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、足場材料など
不動産賃貸業	中央監視装置、緑化施設、融雪槽、露天式立体駐車場設備、ルームエアコンなど

※内装や家屋附属設備等・・・施工者と家屋所有者が同一ではない場合は施工者からの償却資産の申告が必要です。

ただし、飲食店・ホテル・寮・病院・社員食堂の厨房設備などの顧客の求めに応じるサービス設備は、施工者と家屋所有が同一でも申告が必要です。